

「障害福祉サービス」の利用のしかた

1 相談する

大人の場合

- ・市役所社会福祉課
- ・基幹相談支援センターフィット
- ・相談支援事業所

子どもの場合

- ・市役所児童福祉課
- ・相談支援事業所

2 申請する

市役所の担当窓口へ利用の申請をします

- ・社会福祉課

- ・児童福祉課

3 認定調査・障害支援区分(利用サービスにより)の決定

- ・市役所の調査員がご本人の身体状況や生活状況等についてお話を伺います。
- ・審査会でご本人の障害支援区分を決定されます。

4 サービス等利用計画案の作成

- ・計画案を作成する相談支援事業所を決めます。

5 サービス等利用計画案の提出

- ・相談支援事業所で作成した計画案を、市役所の担当窓口へ提出します。
(社会福祉課もしくは児童福祉課)

6 サービス利用の支給決定

- ・市役所(社会福祉課・児童福祉課)より支給決定のお知らせ(通知)を行ないます。

7 利用施設、事業者と契約

- ・サービスを利用する事業者から重要事項などの説明を受け、利用契約を行ないます。

8 サービスの利用開始